

「札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」について

1 改正内容

市長及び町田副市長については給料月額の30%、その他の副市長については給料月額20%、教育長については給料月額10%をそれぞれ1月間減額する。

なお、これに伴い、地域手当（給料月額の3%）も減額となる。

2 改正条例案の提案・実施時期等

- 3月24日（金）の市議会本会議で提案予定。
- 条例の公布の日から施行することとし、実際に減額する期間は施行の日の翌日から1月間とする。

【参考】

3月30日に市議会でも可決され、改正条例が公布・施行された場合の給料及び地域手当の合計減額（試算）

＜減額期間3月31日～4月30日（月ごとに日割計算で減額）＞

対象者	減給率	給料月額 (地域手当の額)	合計減額
秋元市長	30%	1,280,000円 ⇒ 896,000円 (38,400円 ⇒ 26,880円)	412,717円
町田副市長		1,030,000円 ⇒ 721,000円 (30,900円 ⇒ 21,630円)	332,109円
板垣副市長(※) 吉岡副市長	20%	1,030,000円 ⇒ 824,000円 (30,900円 ⇒ 24,720円)	221,406円
長岡教育長	10%	830,000円 ⇒ 747,000円 (24,900円 ⇒ 22,410円)	89,208円

※ 板垣副市長は、3月31日をもって退任予定のため、上記221,406円のうち4月分の減額相当額212,180円は、本市に自主返納する意向である。

(担当) 総務局職員部

- 減給額に関する事 勤労課 211-2082
- 事案の内容に関する事 人事課 211-2072